

労働団体等福祉活動補助金

本市では、市内事業所における労働者の福祉向上を図るため、市内の労働組合や商工団体が実施する労働者の福祉の向上を図るために行う福祉活動や公益的活動を支援します。

補助対象者(①又は②)

①2以上の労働組合で組織された団体

※主たる事務所の所在地を本市に置く、労働組合法に基づく労働組合。

※同じ事業所の労働組合のみで組織された団体を除く。

②商工団体

(徳山商工会議所、新南陽商工会議所、熊毛町商工会、鹿野町商工会、都濃商工会)

補助対象事業(①又は②)

①労働者研修事業

労働者の技能や資格の習得を目的とした研修事業や職場環境の改善を目的とした学習事業など。

②労働者交流事業

労働者の人的ネットワークの構築を目的とした親睦会、婚活イベント、スポーツ大会、健康増進事業、ボランティア活動、名刺交換会など。

※①②ともに周南市内で開催される事業に限ります。

※①②ともに実施主体が補助対象者である事業に限ります。

補助対象経費

準備及び開催に要する経費

例：会場使用料、講師謝金、備品リース料など ※ただし、飲食に関する経費を除く。

補助金額

補助対象経費の1/2以内(上限10万円)

※申請をする際は必要な書類を、事業を開始する日までに提出してください

※予算の範囲内での交付となります

申請期限

毎年度7月31日(当日消印有効)